## 安全データシート(SDS)記載内容変更のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は日研製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 8 月 12 日に交付されました「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」により、「ナフタレン」が名称等を表示すべき有害物及び特定化学物質(第二類物質)に追加されました。つきましては、下記製品の安全データシート(SDS)の記載内容を一部変更させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◇対象製品 :ニッケンUVクリーナー1

◇主な変更内容:15.適用法令の項「労働安全衛生法」

	変更前	変更後
特定化学物質障害予防規則	該当しない	特定第二類物質 (ナフタレン等)
名称表示/有害物	該当しない	ナフタレン

※特定化学物質障害予防規則の「特定第二類物質」となりますが、「液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取扱う業務」は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施及び特化則に規定する措置の対象外となります。なお、有害性情報についても新たな情報に更新しています。

◇施 行 日 : 平成27年11月1日

以上